

# 家族仲が悪くなった、親戚づきあいが断絶…。相続トラブルは増加しています 元気なうちに自分の想いをしたためる。 相続を“争族”にしないための「遺言書」

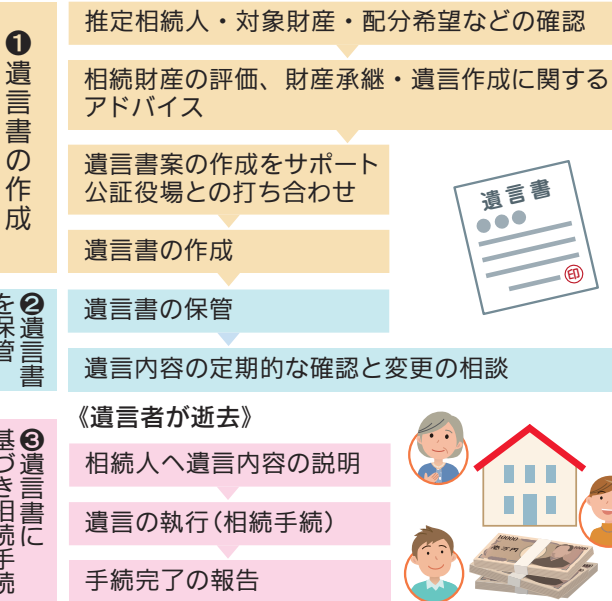
最終回 他人事ではない「相続」のはなし

九州フィナンシャルグループ 肥後銀行

相続は“争族”といわれることもあるように、生前は円満な家族・親族関係だったにも関わらず、相続を機に一変しめごとに発展するケースも少なくありません。そのような事態を避けるための有効策が「遺言書」です。今回は、遺言書を作るメリットやそれをサポートする遺言信託業務についてお金のプロに聞きました。

## 肥後銀行の「遺言信託」の概要・流れ

遺言書作成に関する相談から、遺言書の作成・保管、逝去後の相続手続きまでサポート。専門的なアドバイスのもと、円滑な資産承継を実現するお手伝いをしてくれます

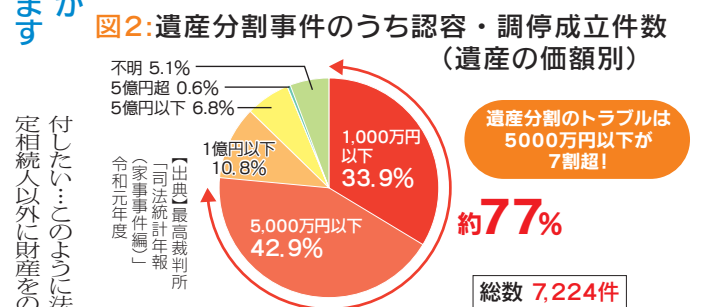
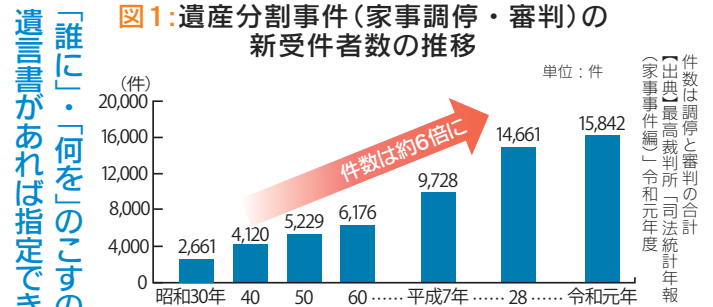


「誰に」「何を」の「誰」のか  
 遺言書があれば指定できます

「うちの一般的な普通の家は、相続でもめるはずはない」そう考える家庭も多いかもしれません。しかし、残念ながら家庭裁判所に持ち込まれる相続関係の相談件数は増加傾向にあります(図1)。

しかも遺産相続で争っている人の財産額は、500万円以下が7割超という統計も(図2)。相続トラブルという何億円という資産を保有している人の問題と思いがち

「遺言書作成にあたっては、誰に・何をいくら相続させるかを自由に指定できます。よって相続人の1人に対する遺産を相続させることもできますが、一方で、兄弟姉妹以外の相続人には、一定の割合で遺産を受け取る権利「遺留分」というものがあります。その中で注目を集めているのが「遺言信託」です。



基礎知識 「法定相続」とは  
 遺言がない場合、遺産を相続できる人と、誰にどれだけの割合で財産を分けるのかという基準は民法で決められています。相続する人を法定相続人、その割合を法定相続分といいます

被相続人(亡くなった人)に配偶者と子どもがいる場合  
 ① 被相続人の親がいる場合  
 ② 被相続人の父母が亡くなっている場合

被相続人の両親 ※1/3 配偶者 2/3  
 被相続人の兄弟 ※1/4 配偶者 3/4  
 子 1/2 配偶者 1/2

いずれの場合も配偶者が死亡している場合は、他の相続人が全部相続します ※複数の場合、人数で等分

「遺言書では、誰に・何をいくら相続させるかを自由に指定できます。よって相続人の1人に対する遺産を相続させることもできますが、一方で、兄弟姉妹以外の相続人には、一定の割合で遺産を受け取る権利「遺留分」というものがあります。その中で注目を集めているのが「遺言信託」です。

遺言書作成から死亡後の相続手続までサポートする「遺言信託」

付したい。このように法定相続人以外に財産をのこすには、同じく遺言書で手当する必要があります。

遺言書作成から死亡後の相続手続までサポートする「遺言信託」

## 遺言代用信託 「ひぎん安心つなぐ信託」

もしもの時も面倒な相続手続なしで、家族が必要なお金を受け取ることができます  
 ◇遺言書を書くほどではないけれど、すぐに渡せるお金を用意してあげたい …そんな時に役に立ちます

スマホ・パソコンから簡単アクセス! 「相続シミュレーション」  
 家族構成や財産額を入力することで、相続税額等の大まかな試算ができます。

肥後銀行 相続シミュレーション  
 相続税額のシミュレーションが可能! 今すぐチェック!

詳しくは… 肥後銀行 そなえる・のこす 検索

過去の掲載分をWebでも紹介しています

【第1回】認知症・要介護になる前に  
 【第2回】生前贈与について



肥後銀行コンサルティング営業部の吉村礼司さんにお話を伺いました  
 (1級ファイナンシャル・プランニング技能士)

「遺言書では、誰に・何をいくら相続させるかを自由に指定できます。よって相続人の1人に対する遺産を相続させることもできますが、一方で、兄弟姉妹以外の相続人には、一定の割合で遺産を受け取る権利「遺留分」というものがあります。その中で注目を集めているのが「遺言信託」です。

愛する家族への最後の贈り物“遺言書”  
 子が複数いたケースにおいて、親から子への愛情には差がなくとも、学費・結婚費用・住宅の資金など、お金の援助額は個々の事情によりどうしても違いが出てしまいます。一方、子のひとりが日々献身的に親の介護をしていたなど、子から親への奉仕度もさまざまです。子からすると、そのような生前の出来事により、それぞれ思いが出てくるのは無理のないことであり、ゆえにそれを踏まえて相続人間で「公

愛する家族への最後の贈り物“遺言書”  
 子が複数いたケースにおいて、親から子への愛情には差がなくとも、学費・結婚費用・住宅の資金など、お金の援助額は個々の事情によりどうしても違いが出てしまいます。一方、子のひとりが日々献身的に親の介護をしていたなど、子から親への奉仕度もさまざまです。子からすると、そのような生前の出来事により、それぞれ思いが出てくるのは無理のないことであり、ゆえにそれを踏まえて相続人間で「公

平」に財産を分けることはなんとも難しいものです。話し合いが長引けばわだかまりが増すだけでなく、預貯金の解約や不動産の名義変更も進みません。そもそも相続を機に家族がもめてしまうことほど悲しいことはありません。先代から受け継いだ大切な財産や、ご自身が一生かけて築き上げた財産を、愛する家族には円満に受け取ってもらいたいものです。それを実現するため、ご自身の想いを「かたち」に、また人生の集大成として、遺言書を準備してはいかがでしょうか?

## 相続のご相談はいつもの肥後銀行で。



### 信託業務もお任せください!

円滑な相続手続きを実現したい方

#### 遺言信託

遺言書の作成に関するご相談から相続発生後のお手続きまでをサポートします。

安心して次世代にご資金を遺したい方

#### 安心つなぐ信託 (遺言代用信託)

お客さまから信託されたご資金を、相続発生時に受取人に確実にお支払いします。

毎年確実に贈与をしたい方

#### 思い贈る信託 (暦年贈与型信託)

お客さまからお預かりしたご資金を管理し、毎年の贈与に関するお手続きをサポートします。

New! 老後の資産管理に不安がある方

#### 安心みまもり信託 (代理人指定信託)

あらかじめ代理人をご指定いただくことで、認知症等になった場合にも資金の払出ができます。

相続手続の負担を減らしたい方

#### 遺産整理業務

煩雑な相続に関するお手続きを相続人のみなさまに代わってお手伝いします。

WEB・電話で「相続・信託」  
オンライン個別相談会 始めました!

費用無料

時間 (平日)10:00~16:00  
※事前予約制 随時受付中

●商品のお問い合わせ  
または、オンライン個別相談会の申込み  
各営業店、もしくは下記コンサルティング営業部へ

TEL.096-326-8617

各商品の「パンフレット」等、詳しくは  
コチラのHPへ→



九州フィナンシャルグループ